

日本が締結した EPA の効果分析

－ 関税の撤廃と削減 －

鶴 田 仁

Abstract

On December 9, 2016 the Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement was approved by the Diet and related laws were promulgated on the same day. Also on 17th, it was announced that Japan and the EU negotiations on the EPA will not wait for the end of the year's agreement. In this way, the circumstances surrounding the EPA are changing rapidly. Since implementing EPA with Singapore in 2002, Japan has entered into force 15 EPAs so far. At the time of concluding each EPA, the economic effects etc. of the EPA concluding are being debated, but after implementing each EPA the studies which analyzed the economic effects of EPA empirically are limited.

Trading statistics on import and export value in Japan have been publicized for the total amount of import and export, regardless of whether or not EPA customs duty rate is applicable. Under such circumstances, since May 2015, the Customs and Tariff Bureau of the Ministry of Finance has imported records ; time series chart by economic partnership agreement (hereinafter referred to as "EPA Trade Statistics") specialized for EPA customs duty rate application after 2012, It became possible to grasp the breakdown of imports subject to the EPA agreement among the imports from EPA partner countries.

In this paper, the economic effects of EPAs would be analyzed based on this EPA Trade Statistics.

Keywords: EPA, Economic Results on EPAs, Evidence-Based Evaluation, Trade Creating Effect, Trade Diverting Effect

キーワード：経済連携、実証的、効果分析、貿易創出効果、貿易転換効果

1. はじめに

2016年12月9日に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が国会承認され、関連法¹が同16日に公布され、国内の準備が進んだものの、2017年1月30日には米国通商代表部（USTR）はTPPから米国の離脱を通知し、TPP協定の発効の目途がたたなくなつた。また、2016年12月17日には日本とEUのEPA交渉が目標にしてきた年内合意を見送られることが報道された。このように、EPAを巡る状況は大きく変化している。日本は、2002年のシンガポールとのEPAを締結して以降、これまでに15のEPAを実施している。各EPA締結時には、EPA締結の経済効果等が議論されているが、EPA発効後に実証的にEPAの経済効果について分析した研究は限られている。

従来、日本の輸出入額に関する貿易統計はEPA税率適用分か否かの区別なく輸出入の総額が公表されてきている。このような中、2015年5月以降、財務省関税局は2012年以降のEPA税率適用分に特化した輸入実績（経済連携協定別時系列表（以下、「EPA貿易統計」という。）の公表を始めたことから、EPA相手国からの輸入のうち、EPA協定の対象となっている輸入の内訳が把握できるようになった。

本稿では、このEPA貿易統計を基に、EPAの実証的な効果分析を行うこととした。

2. 日本が締結したEPA

日本がこれまでに締結したEPAは、表1のとおりであり、締結時に外務省が公表した貿易額ベースの無税率は、概ね90%台となっており、GATT 24条8(b)にいう「実質上のすべての貿易について廃止」との基準を満たしていると考えられている。

1 平成28年法律108号参照。

一般に、EPA を締結すると、EPA により関税が撤廃された品目について、締約国からの輸入品が相対的に安価となり、締約国外からの輸入が締約国からの輸入に置き換わる「貿易転換効果」と、締約国からの輸入が安価となることによる需要増に対応する「貿易創出効果」が EPA の経済効果として挙げられている。

本稿では、この貿易転換効果と貿易創出効果について検討していくこととする。

(表 1) 日本が締結した EPA の無税率

	発効	輸出	輸入	
		貿易額ベース	貿易額ベース	品目ベース
シンガポール	2002年11月	100.0%	94.7%	84.4%
メキシコ	2005年4月	98.4%	86.8%	86.0%
マレーシア	2006年7月	99.3%	94.1%	86.8%
チリ	2007年9月	99.8%	90.5%	86.5%
タイ	2007年11月	97.4%	91.6%	87.2%
インドネシア	2008年7月	89.7%	93.2%	86.6%
ブルネイ	2008年7月	99.9%	99.99%	84.6%
AJCEP	2008年12月	91.0%	93.2%	
フィリピン	2008年12月	96.6%	91.6%	88.4%
スイス	2009年9月	99.7%	99.3%	85.6%
ベトナム	2009年10月	87.7%	94.9%	86.5%
インド	2011年8月	90.3%	97.5%	86.4%
ペルー	2012年3月	99.9%	99.7%	87.0%
豪州	2015年1月	99.8%	93.7%	88.4%
モンゴル	2016年6月	96.0%	100.0%	

(出典) 外務省資料, 内閣府資料

なお、EPA 交渉においては、一般に、全ての品目について関税撤廃を目指すのではなく、従来から輸入されている品目について関税撤廃を目指すことが多いことから、EPA 交渉の自由化指標として貿易額ベースの関税無税

率が使われている。従って、EPA締結前に輸入されていなかった品目が、EPA発効により新たに輸入されるという貿易転換効果については、EPA交渉ではあまり想定されていないといえよう。

3. 先行研究

これまでのEPAの経済効果に関する研究は、EPA交渉開始時や交渉中に、EPA締結によって見込まれる経済効果を推定するものが殆どである。以下、主な研究を概観する。

① 内閣府（2008）

内閣府(2008)²は、経済規模、1人当たりGDP、二国間の距離、EPA/FTAの有無などによって、貿易額や輸出額を説明する重力モデルを推計し、EPA/FTAの効果を分析している。

対象は68ヶ国として推計した結果、NAFTA、EU等では貿易創出効果が認められる一方、貿易転換効果が有意にマイナスである場合は少ないとしている。また、日本についてはNAFTAに参加する場合の貿易創出効果が最も大きいと推計している。

② 三菱総合研究所（2009）

三菱総合研究所(2009)³は、関税削減・撤廃以外の貿易関連テーマのうち、貿易円滑化をはじめとする非関税障壁・規制緩和の経済効果について、一般均衡モデルによる分析を試みている。

2 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「経済連携協定・自由貿易協定（EPA/FTA）の効果 ―貿易と成長を促すEPAとはどのようなものか―」（2008）参照。

3 三菱総合研究所「一般均衡モデルを活用したFTA/EPA等の分析 ～貿易円滑化の経済効果分析に用いるデータセットの作成～」（2009）参照。

③ 外務省経済局 (2012)

外務省 (2012)⁴は、日本が締結したシンガポールからペルーまで12の EPA について、締結後の物品とサービスの貿易額及び投資額の推移をまとめているが、特段の分析は行っていない。

④ リベルタス・コンサルティング (2013)

リベルタス・コンサルティング (2013)⁵は、日本が締結した EPA のうちメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシアの5の EPA について、関税の削減ステージングに着目して貿易額の推移を分析しているが、EPA の対象ではない輸出入額も含めて増加率の大きい品目を特定し、その品目のステージングについて確認するにとどまっている。

⑤ 日本国際フォーラム (2014)

日本国際フォーラム (2014)⁶は、物品貿易、原産地規則、サービス貿易、人の移動等の論点について論じている。物品の貿易については、日中韓等との比較を踏まえた分析を行っており、貿易創出効果の具体例としてチリ産のワイン、貿易転換効果の具体例として、タイ豪州 FTA 締結により、日本から豪州への自動車輸出が減少したことを挙げている。

⑥ 浦田・早川 (2015)

浦田・早川 (2015)⁷は、EPA 貿易統計を基に分析を行っており、日本の

4 外務省経済局「経済連携協定の効果 ～貿易・投資の動向～」(外務省, 2012) 参照。

5 リベルタス・コンサルティング「経済連携協定 (EPA) 発効後の貿易の動向に関する調査」『外務省委託調査報告書』(2013) 参照。

6 日本国際フォーラム「「経済連携協定 (EPA) を 検証する 」についての調査研究報告書」(2013) 参照。

7 浦田・早川「日本の輸入における経済連携協定の利用状況」『貿易と関税』2015年8月号4頁参照。

場合 MFN 税率が既に無税となっている品目が7割程度あることから EPA の効果は限定的であること、EPA 利用率は業種によって異なること、ASEAN といった複数国間の EPA よりも二国間 EPA の利用実績の方が大きいこと、等を指摘している。

以上、主な先行研究を概観したが、EPA 税率の適用分に踏み込んで、経済効果まで分析している研究はなかった。

(参考) 外務省による EPA の評価概要

上述③の外務省経済局(2012)による経済連携協定(EPA)の貿易への効果としては、次の2点が挙げられている。

イ. 輸出入ともに、概ね増加

リーマンショックなど世界的な不況により一時的に減少したものの、その後回復基調

(ただし、各国及び世界的な景気動向をはじめ、様々な要因が貿易に影響を及ぼすため、輸出入額の変動からEPAの効果のみを取り出すことは困難)

ロ. 関税を撤廃/削減した品目の貿易量が増加

多くの国に対して、乗用車、自動車部品、熱延/冷延鋼板等の輸出が増加、日本への輸入が増加した品目は相手国により様々。

(ただし、関税撤廃/削減品目が両国間の貿易額に占める割合は様々であり、貿易全体に必ずしも大きな影響を及ぼすとは限らない。)

また、関税削減/撤廃のメリットとして、以下の点を挙げているが、特段の根拠は示されていない。

イ. 日本からの輸出

- ・ 輸出先の関税撤廃/削減により、輸出品の価格競争力が強化
→輸出先におけるシェア拡大

- ・ 現地日系企業の部品調達において、関税分の支出が不要
→最終製品の価格競争力の向上
- ロ. 相手国からの輸入
 - ・ 関税の撤廃/削減により、消費財の価格が低下
→消費者の実質的購買力が向上、選択の幅が広がる
 - ・ 日本企業は、原材料・中間財をより低価格で調達可能
→外国企業・製品との比較で価格競争力が向上

4. 検 証

(1) EPA 相手国との経済関係は緊密化したのか

EPA 締結により経済関係全般が緊密化すると指摘がある。経済関係が緊密化するのであれば、EPA 発効後の日本と当該国との貿易は他の EPA を締結していない国との貿易より活発になるものと考えられる。

表 2 に、各 EPA 締結国との EPA 発効後の貿易額の平均増減率と対世界の貿易額の平均増減率を示した。EPA 発効後間もないモンゴルを除くと、輸出及び輸入の両方が世界平均より増加しているのは、メキシコ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、及びベトナムの 6 協定に限られ、輸出のみ世界平均より増加しているのは、チリ、フィリピン、インド、ペルー、豪州で、輸入のみ世界平均より増加しているのはマレーシア、スイスである。シンガポールは、世界平均よりも輸出も輸入も増加率は低くなっている。

以上より、EPA 締結により経済関係が緊密化したとは、必ずしもいえない状況となっている。

(表2) EPA 発効後の貿易額の増減率

	相手国		世界		発効
	輸出	輸入	輸出	輸入	
シンガポール	102.9%	103.6%	104.0%	105.5%	2002年
メキシコ	110.2%	109.8%	103.0%	105.6%	2005年
マレーシア	101.6%	106.6%	102.6%	104.6%	2006年
チリ	113.7%	100.7%	101.3%	103.1%	2007年
タイ	104.5%	103.7%	101.3%	103.1%	2007年
インドネシア	106.4%	98.6%	100.0%	102.4%	2008年
ブルネイ	102.4%	103.5%	100.0%	102.4%	2008年
ASEAN	102.6%	103.3%	100.0%	102.4%	2008年
フィリピン	101.5%	102.1%	100.0%	102.4%	2008年
スイス	99.4%	104.7%	100.5%	101.6%	2009年
ベトナム	110.6%	112.0%	100.5%	101.6%	2009年
インド	104.6%	104.4%	102.4%	105.6%	2011年
ペルー	108.3%	96.7%	103.7%	103.9%	2012年
豪州	103.6%	82.7%	103.4%	91.3%	2015年

(注) 世界は各 EPA 締結後の貿易総額の平均増減率である。網掛けは世界の平均増減率より増加しているものを示している。

(出典) 貿易統計

(2) EPA 締結により貿易は活性化したのか

次に、EPA 締結により、関税が削減・撤廃されることから貿易が拡大し、当該国の貿易シェアが拡大するものと考えられる。

表3に、EPA 締結国の貿易シェアの増減を示した。発効後間もないモンゴルを除くと、輸出と輸入の両方のシェアが増加しているのは、メキシコ、タイ、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、及びベトナムの7協定で、輸出シェアのみ増加しているのは、チリ、インドネシア、インド、ペルー、豪州で、輸入シェアのみ増加しているのは、マレーシアである。輸出シェアと輸入シェアの両方が減少しているのはシンガポールとなっている。

以上より、輸出については、EPA 締結により貿易シェアが拡大する傾向

があるといえようが、輸入については、EPA を締結しても必ずしも貿易シェアが拡大するとまではいえない。

(表3) EPA 締結国の貿易シェアの増減率

	輸 出		輸 入		発効
	締結時 シェア	平均増減	締結時 シェア	平均増減	
シンガポール	3.41%	99.2%	1.48%	98.8%	2002年
メキシコ	1.16%	106.2%	0.49%	104.5%	2005年
マレーシア	2.04%	99.1%	2.67%	101.7%	2006年
チリ	0.22%	109.4%	1.31%	97.2%	2007年
タイ	3.59%	103.1%	2.94%	101.1%	2007年
インドネシア	1.61%	105.9%	4.28%	96.0%	2008年
ブルネイ	0.02%	104.6%	0.60%	100.7%	2008年
ASEAN	13.24%	102.9%	14.03%	101.0%	2008年
フィリピン	1.28%	101.9%	1.11%	100.3%	2008年
スイス	1.08%	103.7%	1.14%	105.7%	2009年
ベトナム	1.12%	110.7%	1.26%	110.6%	2009年
インド	1.35%	102.4%	0.80%	98.5%	2011年
ペルー	0.13%	104.7%	0.32%	92.9%	2012年
豪州	2.06%	100.1%	5.37%	90.6%	2015年

(注) 網掛けは増加しているものを示している。

(出典) 貿易統計

(3) EPA 税率適用分の輸入は増加しているのか

上述 (2) のとおり、EPA 締結国からの輸入シェアは必ずしも増加していないことから、次に、実際に関税が削減・撤廃された品目の輸入動向をみることにする。

表4に、EPA 税率適用分の輸入額の推移について、EPA 貿易統計を基に、2012年の輸入額を100として、2015年までの推移を示した。継続してEPA 適用輸入額が増加しているのは、メキシコ、タイ、インドネシア、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インドの8協定となっている。

(表4) EPA 税率適用分の輸入額の推移

	2012	2013	2014	2015
シンガポール	100	108	103	84
メキシコ	100	122	154	179
マレーシア	100	94	103	100
チリ	100	99	118	110
タイ	100	114	126	138
インドネシア	100	131	144	157
ブルネイ	100	580	2701	1,078
ASEAN	100	152	192	237
フィリピン	100	124	135	143
スイス	100	120	143	162
ベトナム	100	138	182	210
インド	100	131	150	156
ペルー	100	146	169	164

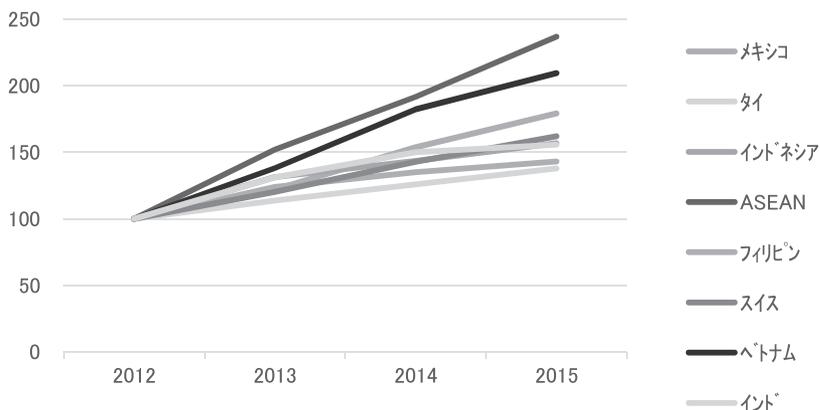
(注) 2012年を100としている。網掛けは前年より減少しているものを示している。

(出典) EPA 貿易統計

図1は、この8協定のEPA適用輸入額をグラフにしたもので、各輸入額はほぼ直線的に増加していることから、毎年の増加率はほぼ一定であることがわかる。この要因を分析するに当たり、本稿では、これら8協定のうち、増加率の大きいベトナムとメキシコとのEPAに着目して更に検討することとする⁸。

⁸ 増加率としては、ASEANとのEPAが最も大きいですが、関連する国数が多く、分析が複雑になることから、本稿では、二国間EPAを対象に検討を行うこととしている。

(図1) EPA 適用輸入額の推移 (2012年=100)

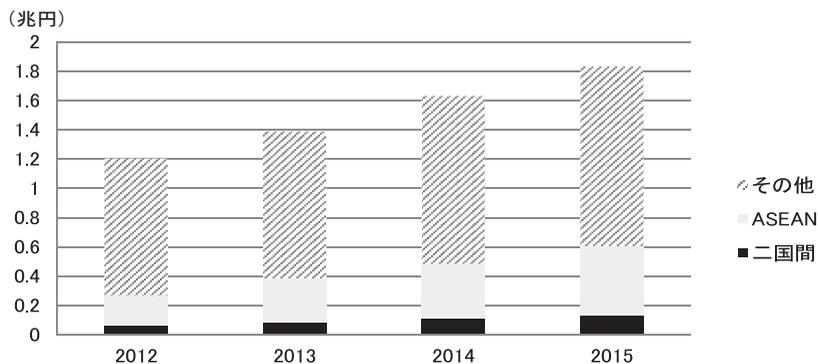


(出典) 貿易統計

(4) ベトナム

ベトナムからの EPA 輸入は、二国間 EPA の実績は少なく、太宗が ASEAN との EPA (AJCEP) の実績となっており (図2参照)、タイ、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアとは異なっており、インドネシアは AJCEP との EPA の実績はない。

(図2) ベトナムからの輸入



(出典) 貿易統計

表5に、ベトナムからのEPA輸入実績の上位5品目を示した。5品目には様々な分野の品目が含まれている。このうち、バッグと運動靴については、税率格差が輸入実績に反映していると考えられる。エビ、レジ袋、トイレリネンについては、二国間EPAもAJCEPも無税であるが、AJCEP適用分の輸入実績が太宗を占めている。これは、ベトナムの場合、二国間EPAよりもAJCEPの方が早期に発効したことから、AJCEPを適用しており、二国間EPAが発効しても適用税率はかわらないことから、AJCEPが継続して適用されているものと考えられる。

(表5) ベトナムからのEPA輸入(2015年)

HS	品名	二国間EPA		AJCEP		その他		輸入額 (千円)
		関税率	輸入額 (千円)	関税率	輸入額 (千円)	関税率	輸入額 (千円)	
030617200	エビ	無税	6,208,289	無税	37,193,028	2%	322,473	43,723,790
420292000	バッグ	2.3%	11,760,853	2.2%	13,218,734	8%	4,138,674	29,118,261
392321000	レジ袋	無税	368,838	無税	18,111,807	3.9%	65,993	18,546,638
630260000	トイレリネン	無税	158,915	無税	17,773,974	7.4%	100,588	18,033,477
640411000	運動靴	2.9%	0	2.2%	16,142,808	8%	1,634,587	17,777,395

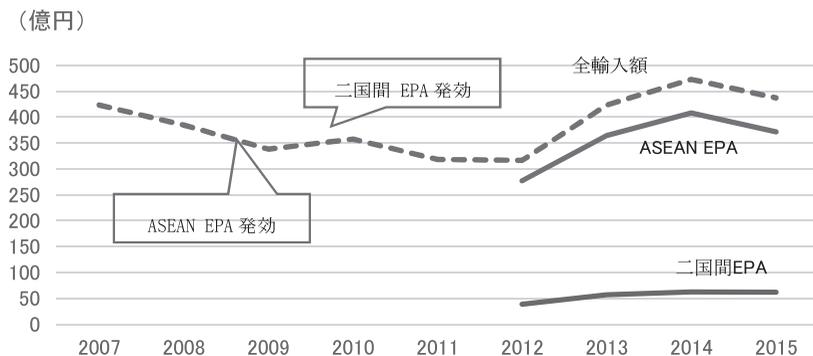
(注) その他の関税率は、GSPである。

(出典) EPA貿易統計，実行関税率表(2015年度)

最も輸入実績が大きいエビについて輸入実績の推移をみると(図3参照)，EPA発効前の水準より減少し，2013年，2014年と増加しているが，2015年はまた減少している。従って，EPAの貿易創出効果により貿易額が増加しているとはいえない状況となっている。これは，一般特惠関税の関税率が2%であることから，無税のEPA税率との差が小さいことから，EPAの効果が限定的になっていることが考えられる。

なお，表6に，エビに係る品目別原産地規則を示した。二国間EPAとAJCEPの品目別原産地規則の規定内容を比較すると，同等の内容の規定となっており，実質的な差異はないことから，原産地規則が適用するEPAを

(図3) エビの輸入実績



(出典) 貿易統計

(表6) 品目別原産地規則

H S	品名	二国間 EPA	ASEAN EPA
03.01 ～ 03.07	魚並びに甲殻類等	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。	他の類の材料からの変更

選択する理由とはならないと考えられる。

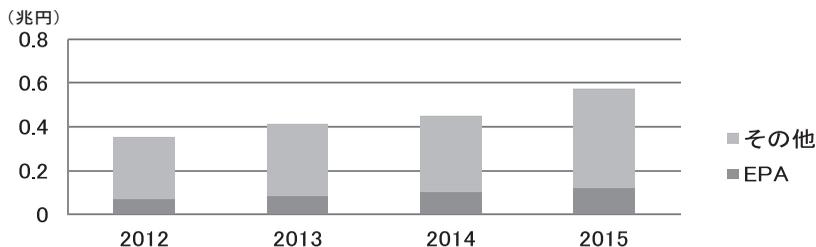
(5) メキシコ

メキシコからの輸入額は、EPA 税率適用分も、それ以外の輸入についても継続して増加している (図4参照)。

このうち、EPA 税率適用分の輸入額について、品目別内訳をみると、食肉と果実野菜が大半を占めている (図5参照)。

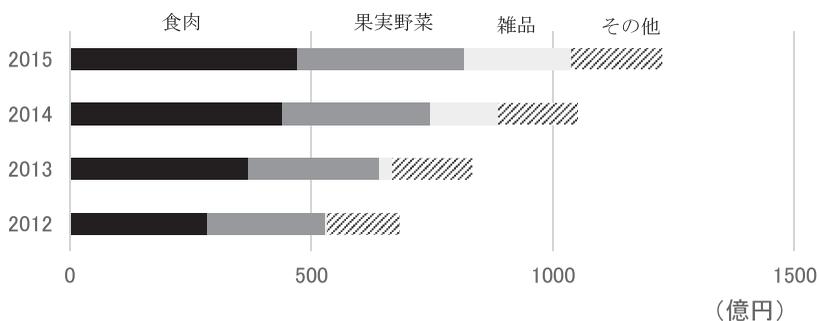
更に、表7に、メキシコからの EPA 輸入について、HS9桁ベースでの輸入実績の上位5品目を示した。5品目には、豚肉、アボカドといった食肉、果実野菜のほかにも、自動車用の皮革シートといった品目も含まれており、これらの品目は全て MFN 税率より EPA 税率の方が無税または低い税率で

(図4) メキシコからの輸入



(出典) 貿易統計

(図5) メキシコからのEPA輸入



(出典) 貿易統計

(表7) メキシコからのEPA輸入(2015年)

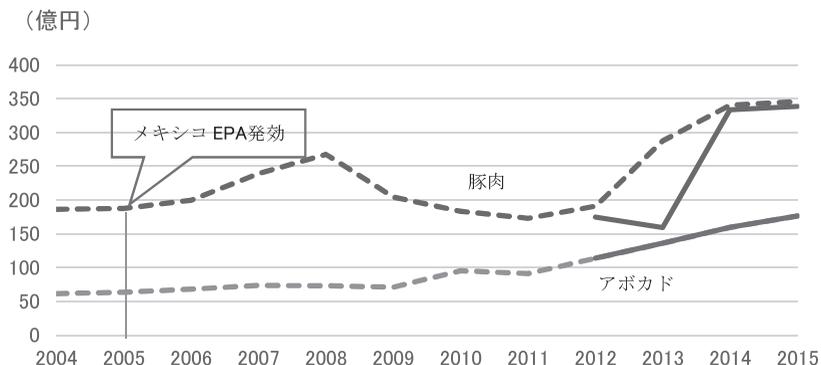
HS	品名	二国間EPA		その他		輸入額 (千円)
		関税率	輸入額 (千円)	関税率	輸入額 (千円)	
020319022	豚肉	535.35円/kg 又は2.2%の 高い方	6,906,986	4.3%	446,880	7,353,866
020329022			26,973,116		260,303	27,233,419
080440010	アボカド	無税	17,641,564	3%	7,495	17,649,059
391211000	セルロース	無税	6,252,116	4.8%	0	6,252,116
940190021	自動車シート	無税	21,904,469	3.8%	602,008	22,506,477

(出典) EPA貿易統計, 実行関税率表(2015年度)

あることから、MFN 税率を適用しての輸入は僅かとなっている。

豚肉とアボカドの輸入実績について、メキシコの EPA が発効した2005年の前年の2004年からの推移をみると（図6参照）、豚肉については、EPA 発効後輸入額は一旦増加するものの2008年から2011年まで減少し、その後急激に増加している。従って、豚肉については、EPA 発効によって輸入が増加したとは、明確にはいえないと考えられる。アボカドについては、EPA 発効後、断続的に増加しており、EPA 発効の効果があるものと考えられる。

（図6）豚肉とアボカドの輸入実績



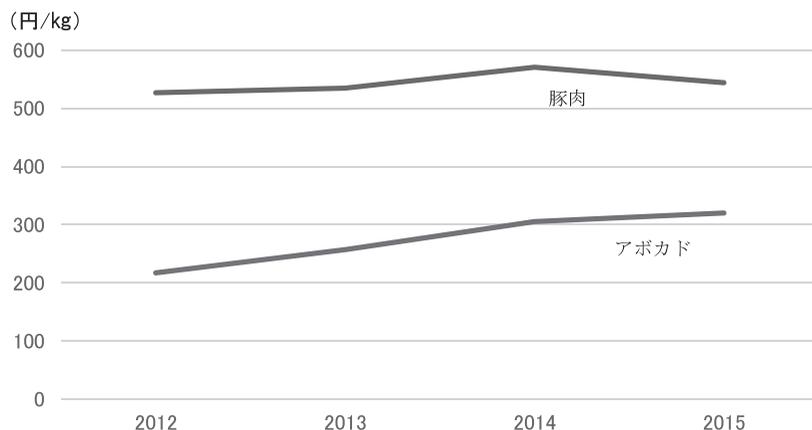
（注）実線は EPA 適用分を示す。

（出典）貿易統計

2012年からは、豚肉もアボカドも輸入額が増加しているが、その間の輸入価格の推移をみると（図7参照）、豚肉はほぼ横ばいであるのに対し、アボカドの輸入価格は大きく上昇しており、EPA の効果により価格競争力が強化されたとは考えにくく、他に増加要因を考える必要がある。

豚肉について、EPA の貿易創出効果、貿易転換効果について検討するため、表8に、EPA 発効前の2004年の輸入シェアと2015年の輸入シェアを示した。メキシコシェアは4%から9%に増加している。2004年にはシェアが第1位だったデンマークが大きく輸入額を減らし、2015年にシェアが第1

(図7) 豚肉とアボカドの輸入価格



(出典) 貿易統計

位のアメリカは、輸入額は若干減少しているもののシェアは微増している。一方、輸入額を大きく伸ばしているのはスペインとメキシコとなっている。

輸入額総額が減少しているなか、スペイン、メキシコは輸入額が増加していることから貿易転換が生じているものと考えられる。なお、スペインにつ

(表8) 豚肉の輸入

	2004			2015		
	輸入額	シェア	価格	輸入額	シェア	価格
デンマーク	155,816,234	31%	582	57,805,648	14%	525
スペイン	1,486,794	0%	693	39,458,718	9%	534
カナダ	110,163,724	22%	597	89,729,294	21%	541
アメリカ	153,181,152	30%	598	141,033,966	33%	544
メキシコ	19,755,672	4%	605	37,932,865	9%	545
チリ	22,658,881	4%	582	11,999,532	3%	535
その他	47,245,029	9%	581	47,107,940	11%	527

(注) 網掛けは、シェアが増加しているものを示す。

(出典) 貿易統計

いては、デンマークからの輸入が、豚の口蹄疫の発生により貿易転換が生じたものと考えられる。

(表9) アボカドの輸入

	2004			2015		
	輸入額	シェア	価格	輸入額	シェア	価格
メキシコ	6,155,380	98%	218	17,649,059	95%	320
チリ	55,889	1%	145	33,536	0%	335
ペルー	0	—	—	6,665	0%	270
NZ	60,548	1%	198	273,485	1%	337
アメリカ	1,529	0%	544	613,683	3%	397
キューバ	435	0%	443	0	—	—

(注) 網掛けは、シェアが増加しているものを示す。

(出典) 貿易統計

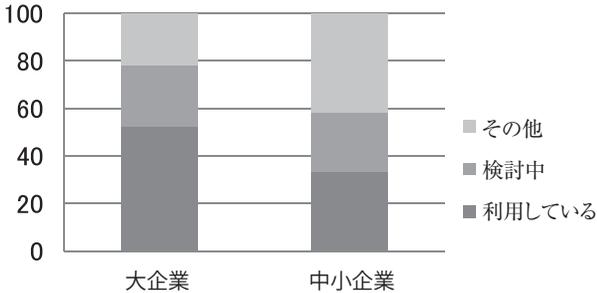
以上より、メキシコに関しては、豚肉について貿易転換効果が、アボカドについては貿易創出効果が生じているものと考えられる。

5. EPA 利用状況

EPA の効果は、EPA 締結自体で生じるのではなく、当該 EPA を貿易関係者が活用してはじめて効果が生じるものである。以下、貿易関係者の視点からの検討を行う。

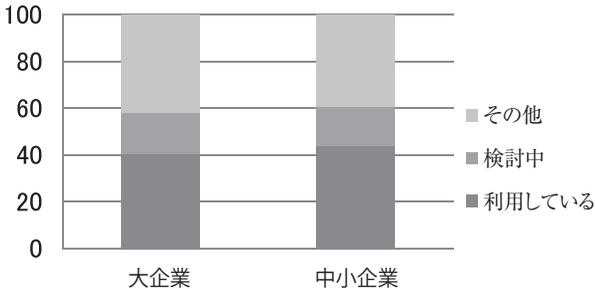
JETRO（日本貿易振興機構）は、毎年日本企業に対して海外事業展開に関するアンケート調査を行っており、2016年は3月に「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査 ～ジェトロ海外ビジネス調査～」を公表しており、その中に、日本の FTA（EPA）の利用状況がまとめられているが、輸出については図8のとおり、利用を検討中の大企業については約8割と高い割合となっているが、輸入については図9のとおり、大企業も中

(図8) EPA 利用率 (輸出)



(出典) JETRO (2016) 「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

(図9) EPA 利用率 (輸入)



(出典) JETRO (2016) 「2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

小企業も検討中を含めても約6割と低い割合となっている。

利用率が低い理由としては、EPAに関する理解不足、輸出国からの原産地証明の入手が困難、取扱品目がEPA税率の対象となっていない、等が挙げられる。理解不足については、政府は中小企業向けの説明会等を開催しているものの、更にきめ細かい周知が必要であろう。原産地証明については、最近締結された豪州とのEPAでは輸出国の原産地証明に替えて国内の輸入者等の自己証明も認める等の制度改革が行われつつあり、今後の動向を見守りたい。EPA対象品目の拡大については、各EPAにおいて再交渉について

規定されることから、今後の交渉を待つこととしたい。

以上より、EPA を知らないために利用できていないことがあれば、これを優先的に対処していく必要がある。

6. まとめ：日本が締結した EPA の効果

本稿では、EPA 発効前後における輸入額の推移について、総額と EPA 適用分に分けて分析を行った上で、個別品目についてもいくつか具体例を挙げて EPA の効果について検討を行ったところ、EPA 発効後に、輸入額の総額が増加している EPA は限定的であり、EPA 適用分の合計輸入額が最近 4 年間増加している EPA について、輸入額の大きい数品目について分析を行ったが、EPA の効果が表れていると考えられる品目は全てではなかった。従って、実際に貿易転換効果と貿易創出効果という EPA の効果が生じているか否かは、個別品目の事情によるところが大きいものと考えられる。

また、輸入については、EPA 交渉に際し、相手国からのリクエストがなければ、自由化のオファーはしないことから、国内の輸入ニーズに EPA の合意内容が必ずしもリンクしていないことも考えられよう。

7. おわりに

本稿では、財務省関税局が2015年から公表を開始した2012年以降の EPA 適用分の貿易統計を中心にした分析を行った。やはり、EPA 適用分以外にも含めた総額での分析では、EPA の効果分析は不十分であることがわかった。本来、EPA の経済効果は、輸出面に重点を置くべきであろうが、日本が EPA を締結した国で、EPA 適用分の貿易統計を公表している国はなく、今後の各国の取組みが待たれるところである。

また、EPA も従来の二国間によるものから、メガ FTA と呼ばれている複

数国間のものへと様々な交渉が行われており、個々の EPA の評価分析を行うことが難しくなっている。今後の議論を注視していきたい。

参 考 文 献

- 浦田秀次郎・早田和伸「日本の輸入における経済連携協定の利用状況」『貿易と関税』2015年8月号4頁（日本関税協会、2015）
- 外務省経済局「経済連携協定の効果 ～貿易・投資の動向～」(外務省, 2012) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kouka.pdf> (2016年12月19日アクセス)
- 経済連携協定期時系列表 http://www.customs.go.jp/toukei/epa/epa_happyyou2.htm (2016年12月19日アクセス)
- 実行関税率表 (2015年度) http://www.customs.go.jp/tariff/2015_4/index.htm (2016年12月19日アクセス)
- 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「経済連携協定・自由貿易協定(EPA/FTA)の効果 ―貿易と成長を促す EPA とはどのようなものか―」(内閣府, 2008) http://www.5.cao.go.jp/keizai3/2008/1201_seisakukadai_02-0.pdf (2016年12月19日アクセス)
- 日本国際フォーラム「「経済連携協定(EPA)を検証する」についての調査研究報告書」『外務省委託事業報告書』(日本国際フォーラム, 2013) <http://www.jfir.or.jp/j/activities/research/pdf/62.pdf> (2016年12月19日アクセス)
- 貿易統計 <http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm> (2016年12月19日アクセス)
- 三菱総合研究所「一般均衡モデルを活用した FTA/EPA 等の分析 ～貿易円滑化の経済効果分析に用いるデータセットの作成～」『内閣府経済社会総合研究所 研究会報告書等 No.47』(三菱総合研究所, 2009) http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou_047/hou_47-1.pdf (2016年12月19日アクセス)
- リベルタス・コンサルティング「経済連携協定(EPA)発効後の貿易の動向に関する調査報告書」『外務省委託調査報告書』(リベルタス・コンサルティング, 2013) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000010107.pdf> (2016年12月19日アクセス)